

記事等制作業務仕様書

受託者は、そのノウハウやネットワークを幅広く活用し、委託者が指示する記事等を制作すること。

制作にあたっては、市媒体の取材であることが周囲に分かるように名札等で示すなどして対策を行うこと。

市が依頼した制作等業務について、業務報告書を作成し、請求書に添えて提出すること。

1 業務場所

市内一円

2 業務内容（年間成果物）

委託期間中に制作する記事等は表（１）のとおりとする。

表（１）

業務種別	委託内容	年間予定本数
広報ごとの記事作成に関する業務	取材・編集・校正	30本
五島市公式SNSの記事作成に関する業務	取材・編集・校正	20本
五島市紹介写真撮影に関する業務	撮影・校正	20本
五島市紹介動画制作に関する業務	取材・編集・校正	5本

3 制作条件

取材及び撮影の対象者等については、発注者より都度連絡を行うものとする。

（１）広報ごとの記事作成に関する業務

①人物や団体等

ア 内容…五島市が指定する人物等や団体等を取材し、記事を作成する

イ 文字数（本文）…500～700字

ウ 写真…3枚以上（市民本人や団体の集合の写真など）

エ 文調…ですます調

②イベント等

ア 内容…五島市が指定するイベントを取材し、記事を作成する

イ 文字数（本文）…200字程度

ウ 写真…3枚以上（イベントの様子など）

エ 文調…ですます調

（２）五島市公式SNSの記事作成に関する業務

五島市が指定するイベントや行事、まちの年中行事等のレポートを作成する。

ア 本文：200字程度

イ 写真：2～4枚

(3) 五島市紹介写真撮影に関する業務

五島市が指定する場所やイベントを撮影する。

ア 撮影する枚数：1か所または1回のイベントにつき10枚以上

イ 解像度：6,000px×4,000px 以上

ウ ファイル形式：JPEG、PNG

(4) 五島市紹介動画制作に関する業務

五島市が指定する各種イベントや五島市を紹介する動画を作成する。

ア 動画の長さ：60秒程度

イ ファイル形式：MP4

ウ 動画の最初にタイトルを入れること

なお、タイトルについては、五島市担当者との相談の上決定すること

エ 動画の最後に五島市の市章及び、五島市と記載すること

オ BGMについては、フリー音源を使用すること

カ 適宜テロップ等を入れること

キ 納品時は、カのテロップを入れたものと、テロップが入っていないもの、及び動画制作の際に作成した素材データを納品すること

4 納入方法

(1) 広報ごとの記事作成に関する業務

①納入方法 メール送信

②納入期限 記事制作依頼時に指定

(2) 五島市公式SNSの記事作成に関する業務

①納入方法 メール送信

②納入期限 イベント等開催日の17時

イベント等が夜間開催の場合は、イベント等の翌日10時

(3) 五島市紹介写真撮影に関する業務

①納入方法 電子データにより納品

②納入期限 撮影依頼時に指定

(4) 五島市紹介動画制作に関する業務

①納入方法 電子データにより納品

②納入期限 制作依頼時に指定

5 納入先

五島市役所総務企画部政策企画課広聴・広報戦略班

電話：0959-72-6782（直通）

FAX：0959-74-1994（代表）

6 打ち合わせ等

受託者は、打合せをする必要が生じた場合には、五島市の求めに即時に対応するものとする。

7 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から、令和8年3月31日までとする。

8 委託料の支払い

本業務の委託料は、毎月、実績報告書確認後に請求書に基づき支払うものとする。

9 取材車両および船舶

取材活動で使用する車両は、受託者の負担により用意するものとする。

福江島－二次離島間の船賃は、別途領収証を添付することにより、有人国境離島法による船の割引運賃の実費を支給するものとする。奈留島及び二次離島内のレンタカーについても、別途領収証を添付することにより、実費を支給するものとする。

10 業務実施報告書の提出

受託者は五島市が依頼した記事制作等について、毎月、業務実施報告書を作成し、翌月10日までに請求書を添えて提出すること。

10 用具

記事等制作に必要な消耗品については、受託者で用意するものとする。

11 その他遵守事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知りえた情報を、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩やその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務委託において、個人情報を取り扱う場合は、五島市個人情報保護条例によること。
- (3) 人物の全体像に焦点を絞り、その容貌もはっきり分かる形で大写しに撮影する場合は、個人の肖像権に配慮を行い、同意を得ること。
- (4) ドローンを使用する場合、ドローンに関する法令等を遵守すること。また、法令等の規制により申請等の手続が必要な場合は、受託者において行うこと。
- (5) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (6) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は市と協議すること。